

くらし支える相談センターニュース 第13号

電話番号 052-916-7702 (FAX兼用)

電話受付時間 月曜～金曜 午後1時～午後5時 北区平安2-1-10-701

E-mail: kurashi.soudan@gmail.com 2014年5月31日発行

相談員間の連携プレーで相談解決

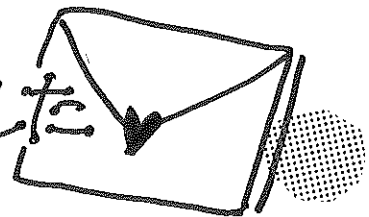
ひきつづき 広げましょう 相談センターがあることを



4月の相談件数は今年に入って最少。引き続き街頭宣伝、団地宣伝などで相談センターの存在を知らせたり、他団体とのつながりを広げていくことが大切です。

一方、登録相談員間の連携プレーによる相談解決の事例も見られるようになり、相談員間の親密度が増している前進面もあります。

相談者から
お礼の手紙をいただきました



相談があったのは昨年10月。最近Aさんからお礼の手紙をいただきました。「相談したことで心が少し軽くなり、ここまで手続きすることが出来ました」とのこと。

この相談では、ケアマネジャーの相談員や、離婚の手続きについては加藤弁護士にも関わってもらいました。多様なスタッフを抱える相談センターだからこそ、安心して相談の電話を受けることが出来ることを実感しました。(岡田)

特養

利用料の軽減が
受けられたら……

相談者Aさんの父は特養ホーム入所中。父親の施設利用料を、母親の貯金を取り崩し、子どもであるAさんたちの負担で何とか凌いできたものの、限界。「介護保険料の減免」「施設利用料の軽減」が受けられないかという相談。相談のうえ、「社会福祉法人利用料減免制度」を紹介。

しかし特養ホームのあるB市は、収入・資産を計算する際、世帯分離している夫婦であっても夫婦単位で計算する。夫婦に多少の預金があったため、家族で話し合いの末、両親は離婚を選択、やっと減免制度を利用することができた。

社会福祉法人
利用料減免制度とは



社会福祉法人または市町村の経営する社会福祉事業体が運営する施設について都道府県により承認を受けた施設については、生計が困難な低所得者の利用者負担額の軽減を行うことができる。軽減額は介護保険の自己負担(1割負担)、食費・居住費の4分の1を原則として、市町村が個別の利用者の状況に応じて決定した額となる。

こんなときには相談を!

仕事のミスで
会社から責任追及



最近、JTBの社員が、バスの手配を忘れた事件が話題になりましたね。

バスの手配を忘れた社員が、それを隠そうとして、学校に遠足を止めさせるように怪文書を出したりしたのは問題でしたね。

でも、バスの手配を忘れたことは、当該社員さん一人の責任だったのでしょか。

会社として、チェック体制が整っていたのか、疑問もありますね。

JTBの事案のように、社員さんが業務中にミスをしてしまうことは、よくあることです。

そういった場合に、会社から労働者に対して損害賠償請求がされるようなケースもあります。ミスをしてしまった立場としては、責任を感じて会社に言われるままになってしまうこともあります。業務上のミスについては、会社にも一定の責任がありますし、労働者に対しての責任追及も信義則上の制限があることが一般的です。

ミスがあった時は、素直に会社には報告し、トラブルを拡大させないようにすることが必要ですが、会社から責任追及されるような場合には、まずは、法律の専門家に相談することが重要です。

(弁護士 加藤 悠史)



●消費者被害にあわないために...

うまい話にはのらない
きっぱり断る **大切**

4月22日の相談員研修会では、「消費者被害の実際」と題して、北法律事務所くさ事務所の伊藤勤也弁護士からお話を聞きました。

最近の被害の特徴として①詐欺被害が増えている、②高齢者が増えている（自宅にすることが多いから）、③依然として減らない振り込め詐欺では、電話口にてセ警察・弁護士・被害者がつぎつぎ登場する「劇場型」が、そして新たな手口として訪問購入「押し買い」が増加。被害に遭わないためには「うまい話には乗らない」「ドアを開けない」「きっぱり断る」「署名捺印しない」ことが大切。

クーリングオフについては、法定書面交付から8日間は無条件で解約可能であるが、書面交付がなければ永久に解除可能。相談があれば「8日にこだわらず、あきらめないこと」を強調してください、とのことでした。（岡田）

22時まで
飲み語りあい..



初めに30分のミニ会議を行いました。自己紹介では、Nさんが元気な顔を見せられ、近況報告をされました。続いてハウネットに関連する「4つの無料塾」の報告があり、話題になりました。

交流会は21人の参加で、弁護士や所員から仕事・恋愛・子育てなどの話題が出され、皆が真剣に聞き入りました。結局は、22時まで手作りのお好み焼きと焼きそばを肴に、飲んで飲み語り合う和やかな雰囲気でした。（入谷）

相談員研修会のお知らせ

- とき 6月19日（木）
午後6時30分～8時
- 会場 北生涯学習センター
視聴覚室
- 講師 守山区社会福祉協議会
内山さん
- 内容 守山区社会福祉協議会の活動について、お話してもらいます。地域での豊富な実践、たまり場作り、買い物バスなど。

最近、参加者が少なめです。
ぜひご参加ください。



暮らし支える相談センターとは

「弁護士法人名古屋北法律事務所」と「暮らしと法律を結ぶハウネット」が共同で運営。市民の皆さんの暮らしの困りごと、医療や福祉・介護、子育てや教育、雇用・失業や経営問題など、生活に関わるあらゆる相談を電話で受付し、地域の専門の団体や個人の方々の力も借りながら解決に向けお手伝いをしています。

<無料法律相談も>

毎週金曜日13時30分～15時

暮らし支える相談センターにおいて
事前予約制です。相談センターまで